

越前市あいぱーく今立設置及び管理条例

平成30年3月19日

条例第1号

(設置)

第1条 本市は、市民交流の場の提供、にぎわいの創出及び地域の振興を図るため、越前市あいぱーく今立(以下「あいぱーく今立」という。)を設置する。

(位置)

第2条 あいぱーく今立は、越前市粟田部町第9号1番地の9に置く。

(施設)

第3条 あいぱーく今立には、次に掲げるものを置く。

(1) 越前市今立総合支所(越前市役所支所及び出張所設置条例(平成17年越前市条例第25号)第2条第1項に規定する支所をいう。)

(2) あいぱーく今立の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設に該当するものとする。以下「市民交流施設」という。)

ア 多目的ホール

イ 大会議室

ウ 中会議室

エ 小会議室

オ 調理室

カ ふれあい広場

キ 市民利用供用部

(ア) エントランスホール

(イ) 交流ホール

(ウ) 子ども広場

(エ) コミュニティーホール

2 あいぱーく今立は、越前市今立総合支所及び市民交流施設の相互の連携を図り、総合的に管理するものとする。

3 越前市今立総合支所の設置及び管理については、この条例に定めるもののほ

か、越前市役所支所及び出張所設置条例その他の別に定めるところによる。

(開館時間等)

第4条 市民交流施設(ふれあい広場を除く。)の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前9時から午後10時まで

(2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 ふれあい広場の供用時間は、終日とし、市長が特に必要があると認めたときに限り、供用しない日を設けるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、第1項の開館時間及び休館日並びに前項の供用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第5条 市民交流施設のうち、第3条第1項第2号アからカまでに掲げる施設を使用しようとする者(ふれあい広場にあつては、ふれあい広場の全部又は一部を独占して使用しようとする者に限る。)は、あらかじめ市長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。

2 市長は、使用許可をするときは、市民交流施設の管理及び運営上必要な条件を付すことができる。

3 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた目的以外に市民交流施設を使用し、又は使用の権利を他に譲渡してはならない。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可は行わないものとする。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) あいぱ一く今立の建物、附属設備、備品等(以下これらを「建物等」という。)を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 爆発物又は危険物を取り扱うとき。

(4) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市民交流施設の管理及び運営上支障があると市長が認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市民交流施設の使用許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めたとき。

(使用料)

第8条 市民交流施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 使用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できないとき又は市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めたときは、前条第1項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、使用許可を受けた市民交流施設の使用を終えたときは、直ちに一切を原状に復さなければならない。

- 2 前項の規定は、第7条の規定により使用許可を取り消された場合又は使用を制限された場合に準用する。

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、あいぱーく今立への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがある者
- (3) 建物等を毀損し、又は汚損するおそれがある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、あいぱーく今立の管理及び運営上支障がある

と市長が認める者

(損害賠償等)

第12条 建物等を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、直ちに市長に届け出て、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、市は賠償の責めを負わない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年9月25日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による市民交流施設の使用及び使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表(第8条関係)

市民交流施設使用料

1 施設使用料

区分	基本使用料(1時間当たり)
多目的ホール(全面)	400円
多目的ホール(2/3面)	250円
多目的ホール(1/3面)	150円
大会議室	200円
中会議室	100円
小会議室	100円
調理室	100円
ふれあい広場	400円

備考

- 1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。
- 2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。
- 3 営利目的に使用する場合の施設使用料は、基本使用料(前項の規定により5割増しとされる場合にあつては、基本使用料の5割増しの額)の20倍額とする。

2 設備使用料

区分	基本使用料(1時間当たり)
冷暖房設備(冷房又は暖房を使用する場合に限る。)	使用する施設に係る前項の表に定める基本使用料の2割に相当する額

備考

使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。